

【基本方針2 組織運営】

能率的で活力に満ちた職員一人ひとりが輝く組織・職場づくりの推進

項目番号	14
取組分類	重点実施項目
所管課	人事課 総合情報政策課

実施項目名	働き方改革と職場環境の整備
主な課題	職員一人ひとりが仕事と私生活の両立ができるよう、女性活躍推進法等に基づく特定事業主行動計画の年次有給休暇や男性職員の育児関係の休暇・休業の目標取得率の達成、各所属における時間外勤務の縮減など、全庁挙げて働き方改革を行う必要があります。 女性の採用、育成等の推進に関する取組など、女性が活躍できる職場環境づくりを行うとともに、やる気や能力のある女性職員を管理職へ積極的に登用していく必要があります。
取組内容	職員の仕事と私生活の両立に向けて、在宅型テレワーク等の導入や職員の「働き方宣言書」の実施、男性職員向け育児相談会の開催等を行います。 管理職への女性職員の積極的な登用に向けて、女性職員向けの研修の実施や相談会の開催、多様なポストへの積極的な配置を行います。
取組効果	仕事と私生活の両立を支援し安心して働ける働き方改革や職場環境が整備されることにより、職員個々の事情に配慮した業務の効率的な運営が図られます。
行政運営の変化 (県民の目線)	組織全体が活性化され、公務能率を向上させることができ、県民への行政サービスの向上につながります。

■年度ごとの具体的な取組

取組項目	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	達成目標
1 在宅型テレワーク等の導入	ワーキングチーム立ち上げ 情報収集	課題把握 規程、システム整備方針策定	規程等整備 システム整備	試験運用	本格運用 制度普及に向けた取組み	職員一人ひとりが、在宅型テレワーク、モバイルワーク、サテライト勤務といった働き方を選択できる環境の整備
	活動指標	ワーキングチーム開催 6回 情報提供依頼 2回	ワーキングチーム開催 6回	ワーキングチーム開催 6回 試験運用実施 1回	説明会開催 4回	
2 時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進	時間外勤務の縮減 「働き方宣言書」の実施					年次有給休暇取得日数(年平均)14日以上及び月60時間を超える時間外勤務を行う職員数年間延べ人数549人以下
	活動指標	職場巡回実施 年5回以上 「働き方宣言書」の提出 年1回				
3 男性職員の育児のための休暇や育児休業の取得促進	育児関係制度の周知や育児体験談の紹介 「あなただけの育児のための権利証」の実施 男性職員向け育児懇談会の開催					仕事と私生活の両立による職務遂行能力の向上
	活動指標	制度、体験談等の周知 年2回以上 懇談会開催 年1回				
4 女性管理職の登用拡大	女性職員を対象とした研修の実施 女性職員向け相談会の開催 女性職員の多様なポストへの積極的な配置					女性職員の積極的な登用による職場の活性化
	活動指標	女性職員向けの研修及び相談会開催 年3回				

■ 成果指標

成果指標名	基準値	年度ごとの目標値			
		2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
1 在宅型テレワーク等実施者数	-	-	-	40人	400人
2-1 月60時間を超える時間外勤務を行う職員数 (年間延べ人数)	685人 (H28実績)	650人以下	616人以下	580人以下	549人以下
2-2 年次有給休暇取得日数 (年平均)	13.3日 (H28実績)	13.5日	14.0日以上	14.0日以上	14.0日以上
3 男性職員の育児参加休暇取得率	39.8% (H28実績)	60.0%	100%	100%	100%
4 女性職員の管理職への登用率	8.9% (H28実績)	11.5%	13%	15%以上	15%以上

【参考】これまでの主な取組

平成18年度に、時間外勤務等の縮減に向けた取組指針を策定し、事前命令の徹底や県庁ライトダウン等を実施している。